

令和4年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和5年3月16日 開会

令和5年3月16日 閉会

富士宮市農業委員会

令和5年3月16日午後1時00分富士宮市農業委員会会長齋藤 学は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19 名

出席委員 17 名

農業委員出席委員

1番 脇坂英治	3番 赤池勝	4番 齋藤学
5番 佐野守	6番 佐野均	7番 佐野強
8番 伊藤照男	9番 近藤雅隆	10番 村松義正
11番 富永政則	12番 宮島孝子	14番 旭一昭
15番 荻真教	16番 後藤文隆	17番 佐野むつみ
18番 内堀忠雄	19番 杉山弘子	

欠席委員

2番 松永孝男
13番 遠藤光浩

農地利用最適化推進委員出席委員

1番 土井治	3番 渡井清孝	4番 渡邊勝彦
6番 村松慎一	7番 土井一彦	8番 加藤文男
9番 藤浪庸一	10番 有賀文彦	11番 鈴木四郎
12番 篠原兼義	13番 牧澤邦彦	

欠席委員

2番 塩川金彦
5番 竹川篤志

事務局職員

(併) 事務局長	中野信男	次長兼振興係長	望月伸浩
主任主査	深川亮	主査	池田幸司
主査	滝口悠美		

議長 会長 齋藤 学 (以下同じ)

本日は大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

本年度最後の農業委員会総会になります。また本日は午後2時半から人・農地プラン検討会を予定されておりますので、農地利用を最適化推進会議は事務局からの説明とさせていただき、質疑等があれば何うこととし、休息なしで進めさせていただきます。それでは会議に入る前に2番松永孝男委員、13番遠藤光浩委員から本日の会議に欠席する旨の申し出がありましたので御報告いたします。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより本日をもって招集されました富士宮市農業委員会総会を開会いたします。議事に先立ちまして、農地法の規定による申請について取下・取消願いの処理状況を事務局に報告させます。事務局。

事務局 深川主任主査

はい、本日配布しました令和5年2月9日から令和5年3月15日までの農地法の規定による申請（届出）について取下・取消願の処理状況を御覧ください。

第1項、下柚野■■■■、田、24平方メートルにつきまして、本日総会、議第20号、非農地証明の受付番号第5号の案件について都合により取下願いが提出されました。続きまして第2項、淀師■■■■、田、988平方メートル、外1筆、計1,011平方メートル、及び第3項淀師■■■■、田、687平米につきまして令和4年8月19日受付、第5条届出、受理番号第113号及び114号にて受理しておりましたが、都合により取消願いが提出されました。

続きまして、第4項山宮■■■■、現況畑、外6筆、計2万5,414.25平方メートルにつきまして本日総会、議第17号、農地法第4条の規定による許可申請の承認についての受付番号第10号の案件につきまして都合により取下願いが提出されました。

報告は以上です。

議長

処理状況でありますので、よろしくお願ひします。

それでは、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。会期は、本日一日と決定したいと存じます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決定いたします。

次に、「会議録署名人の指名について」を議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名人は、9番 近藤 雅隆委員、10番 伊藤 照男委員を指名することに御異議ございませんか。

・・・

10番は私で村松さん・・・。伊藤さんは8番です。

議長

ああ、じゃあ村松さんでいいのかな。

・・・

はい。

議長

じゃあ、村松さんをお願いします。を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって、会議録署名人には、9番 近藤 雅隆委員、村松 義正委員を指名いたします。

本日の議事日程は、目次のとおり、報第15号から議第23号です。

初めに、報第15号から報第19号までを一括して事務局から報告させます。

事務局。

事務局 深川主任主査

令和5年1月21日から令和5年2月20日までの受理分について報告いたします。

議案の1ページを御覧ください。

朗読します。

報第15号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が2件提出されました。

続きまして、議案の2ページを御覧ください。

朗読します。

報第16号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の賃借権の合意解約がなされたことの農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、賃貸借の契約の合意解約による通知が2件提出されました。

続きまして、議案の3ページ、4ページを御覧ください。

朗読します。

報第17号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、4件の提出が受理されました。

続きまして、議案の5ページを御覧ください。

朗読します。

報第18号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項第8号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、1件の届出を受理しました。

続きまして、議案の6ページから8ページを御覧ください。

朗読します。

報第19号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、8件の届出を受理しました。

報告は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。

御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。よって、報第15号から報第19号まで報告済みとします。

「議第15号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 滝口主査

議案の9ページを御覧ください。

議第15号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転、またはその他の権利を設定、移転しようとする農地法第3条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び第2項は同一受人の案件ですので、まとめて説明いたします。別冊航空写真は1ページを御覧ください。

申請地は上井出で、上井出区第1町内会集会所の周辺に位置する農地です。

受人は上井出の■■■■さんで、第1項の渡人は■■■■さん、第2項は■■■■さんでどちらも使用貸借契約です。受人は農業法人への勤務経験があり、その経験を生かし、芋、大豆、枝豆、葉物を栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は3,485.38平方メートルで受人の稼働人員は3名です。

続きまして、第3項及び第4項についてこちらも同一受人の案件ですのでまとめて説明いたします。

別冊航空写真は2、3、4ページを御覧ください。

申請地は猪之頭で第3項は市立猪之頭小学校の南に、第4項は猪之頭郵便局の北西及び市立猪之頭中学校の西の位置する農地です。

受人は猪之頭の■■■■さんで、第3項の渡人は■■■■さん、第4項は■■■■さん、どちらも使用貸借契約になります。受人は新規就農者ですが、農業経験があります。申請地ではばれいしょ、ブロッコリー、パセリ、なす等を栽培する計画で、農家レストランへ材料として出荷、及び直売をする予定です。受人の許可後、耕作面積は5,857平方メートル。稼働人員は1名です。

続きまして、第5項及び別冊航空写真の5ページを御覧ください。申請地は上柚野で市立柚野保育園の東に位置する農地です。受人は上柚野の■■■■さん、渡人は■■■■さんで贈与契約になります。

受人と渡人は兄弟関係にあり、渡人が耕作管理できないため、自宅及び自己所有地から近く、耕作できる受人に贈与することとなりました。申請地では露地野菜を栽培していく計画です。耕作面積は許可後、4,859.09平方メートルで、稼働人員は2名です。

以上第1項から第5項までの申請について農地法第3条第2項各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断しました。

御審議のほどお願いします。

議長

ただ今の上程議案について、3項及び4項の担当委員の調査報告をお願いします。

17番 佐野 むつみ

ただ今審議中の15号についての報告をいたします。

本件の3項、4項につきましては、事務局の説明どおり、2件同時申請があるためまとめて報告させていただきます。

令和5年3月6日、10時より、今回受人の■■■■氏、伊藤 照男農業委員、事務局1名、私とで現地調査を行いました。3項につきましては父の耕作していたところをこの今回の新規就農に当たり耕作し、野菜の栽培を行い、また4項につきましては渡人の■■■■氏より借入れ、合わせての耕作面積は5,857平米になります。作目の種類、販売先等の経営計画もしっかりなされており、申請書のとおり問題ありませんので御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第15号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第15号は原案のとおり決定することにしました。

「議第16号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

では差し替えとなっております議案の11ページを御覧ください。

朗読いたします。

議第16号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真6ページを御覧ください。

申請地は外神■■■■、畑、249平方メートルで外神の■■■■さんが農業用倉庫及び農作物無人販売施設として転用しようとするものです。なお申請地は令和元年から申請地において申請目的同様の利用が続けられており、本件は違反に対する追認の許可申請となります。

申請人は外神等の富丘地区を中心に農業を営んでおり、農作業のための農業用施設及び生産した作物を無人販売するロッカー等の施設設置を思い付き工事を行ったものの、手続が必要であることに今回気づき申請に及びました。申請地は外神河原上公園の北東に位置する農用区域内農用地、いわゆる青地に該当し、代替地を検討しましたがありませんでした。

青地の転用は原則不許可となりますが、農業用施設を目的とした転用は例外的に立地要件を満たします。なお、市農業政策課にて、農用地利用計画について変更申請を受け付けており、令和5年2月2日に計画変更を認める通知が出されております。申請地の周囲は東と南を道路、西を雑種地、北を自身が所有する施設栽培用の農地に接しており、こちらの農地とは高低差がありません。このため周囲の農地への影響は軽微であり、万が一被害が生じた場合は申請者の責任において解決いたします。

続きまして第2項及び別冊航空写真7ページを御覧ください。

申請地は北山■■■■、畑、81平方メートル外1筆で、富士市大淵の■■■■さんが住宅及び物置を建築しようとするものです。申請人は現在富士市大淵に居住していますが、同地は離婚した夫の家であり、新たな居住先として同地を宅地とするべく申請に及んだとのこと。申請地は北山の小野薬品工業株式会社フジヤマ工場の西に位置する小集団の生産性の低い第2種農地に該当し、代替地を検討しましたがありませんでした。申請地の周囲は東を河川、南を道路、西を宅地及び農地、北を自身が所有する農地に接しており、申請人が被害防除措置を行う予定であ

り、周囲の農地への影響は軽微と思われます。また、万が一被害が生じた場合は申請者の責において解決します。なお建築面積が88.61平方メートルであり、転用面積が685平方メートルと転用面積が過大に見えますが、本申請地は南北に長く、およそ150平方メートルは東側河川、本門寺沢に接した崖地条例に抵触する崖地となっており、耕作及び建築等利用が困難な部分となっているためやむを得ないものと判断いたしました。また合わせて敷地全体を適正に利用するように利用計画図を求め、提出されております。自己所有地の中で周辺の農地に与える影響が最も少ないと判断できる土地を選定しており、問題ありません。資金は自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

続きまして第3項及び別冊航空写真8ページを御覧ください。

申請地は人穴■■■■、畑、77平方メートルで人穴の■■■■さんが住宅を建築しようとするものです。申請人は現在申請地から道路を挟んで西の住宅に居住していますが、家屋が老朽化しており、母親と世帯を分け、自身が所有する宅地に自己住宅を建設するべく計画し、申請地を接道のための一体敷地とするため、申請に及んだとのこと。申請地は広見公民館の南西に位置する小集団の生産性の低い第2種農地に該当し、代替地がありませんでした。申請地の周囲は北を宅地、西を道路、東を宅地と自身が所有する農地、南を自身が所有する農地に接しており、申請人がコンクリートブロックを設けるなど被害防除措置を行う予定であり、周囲の農地への影響は軽微と思われます。また、万が一被害が生じた場合は申請者の責において解決いたします。資金は借入れで確保されており、許可後、すぐに着工する計画となっております。

続きまして、差し替え前の12ページになります。第4項及び別冊航空写真9ページを御覧ください。

申請地は人穴■■■■、畑、903平方メートル外1筆で、神奈川県藤沢市の株式会社■■■■が農業用倉庫兼出荷調整室として転用しようとするものです。申請人は神奈川県藤沢市に本社を置く、認定農業者である農業法人で、申請地の隣でハウス施設にてトマト栽培を行っております。現在、同法人は人穴の農場に出荷資材は置かず、神奈川県の農場に生産したトマトを持込み出荷しておりますが、このたびGGA P認証の取得及び出荷作業の効率化のため、出荷資材を置く農業用倉庫兼出荷調整室を建築したく申請に及んだものです。申請地は■■■■の敷地内に位置する農用地区域内農用地、いわゆる青地に該当し、代替地を検討しましたがありませんでした。青地の転用は原則不許可となりますが、農業用施設を目的とした転用は例外的に立地要件を満たします。なお、市農業政策課にて農用地利用計画について変更申請を受け付け、令和5年2月2日に計画変更を認める通知が出されております。申請地の周囲は南を道路、田を自身が所有する施設栽培農地に接しておりますが、自身のハウス施設の直近に建設し、自己所有農地のみ接するため、他の農地への影響は少ないと思われます。また、万が一被害が生じた場合は申請者の責において解決します。なお、建築物の建築面積288平方メートルに比較し、計画面積が1,586平方メートルと過大に見えますが、他の部分については出荷用トラックの駐車スペース及び作業スペース、また、ハウスに隣接する重油タンクへ給油するためのタンクローリーの乗り入れ通路として利用するため、農地の利用上やむを得ないものと判断いたしました。資金は借入れで確保されており、許可後、すぐに着工する計画となります。

説明は以上です。

議長

ただ今の上程議案のうち、4項について、担当委員の調査報告をお願いします。

9番 近藤 雅隆

ただ今審議中の第4項について現地調査の報告をいたします。

3月10日、10時30分、現地にて■■■■の■■■■さんと事務局1名、農業委員、宮島孝子農業員、脇坂英治農業員、自分と3名で現地を調査いたしました。

この建物自身、このトマトのあれですけど、並行しながら建物的に8メートルの30メートルの施設ということです。ガルバで作るそうですけど、大雪で潰れなければいいなと思って心配しながら見てみたけど、大丈夫ではないのかなと思います。

よろしく御審議のほどお願いいたします。以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決をします。

議第16号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第16号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第18号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

議案の14ページを御覧ください。

朗読いたします。

議第18号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

ちなみに、その前ページについては取下案件ですので、18号からになります。18号、農地法第5条第1項の規定による許可決定について。農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転、またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真10ページを御覧ください。

申請地は山本■■■■、畑、299平方メートルで、山本の■■■■さんが使用貸借により権利設定し住宅を設置しようとするものです。申請人は現在アパートに居住しており、自己用住宅の建築を検討していたところ祖母から土地を借りられることとなったため申請地を宅地として転用しようとするものです。申請地は高原区公会堂の北東に位置する小集団の生産性の低い第2種農地に該当し、近隣に代替地を検討しましたがありませんでした。申請地の西を道路、南を雑種地、北と東を農地に接しており、擁壁を作るなど被害防除措置を行い、万一の場合は自己責任において対応します。また資金についてですが、借入れで確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

第2項及び別冊航空写真11ページを御覧ください。申請地は沼久保■■■■、畑、1,512平方メートルで広島県広島市の株式会社■■■■が売買による権利取得し、太陽光発電設備施設用地として転用しようとするものです。

申請人は広島県に本社を置く太陽光発電を主とした発電事業を営んで知る会社で事業用地を探していたところ申請地を取得できることとなったため、太陽光発電設備の設置用地として転用しようとするものです。

申請地は市立西小学校の南に位置する小集団の生産性の低い第2種農地に該当し近隣に代替地を検討しましたが、ありませんでした。周囲は東を道路、西を山林、北と南を農地に接しておりますが、富士宮市の小規模再生可能エネルギー発電設置ガイドラインに沿って施工し、隣接地との間にはフェンスを設置し草刈り等も年3回程度行う計画であるため、周辺農地への影響は軽微と思われまます。また万が一被害が発生した場合は自己責任において対応いたします。太陽光発電設備設置について他法例への抵触はなく、近隣の所有者へ事前説明も行っており、問題ないと判断いたしました。なお、この後、議第20号で審議されます、非農地証明申請の審議についての第1項は本申請地の隣地であり、今後同地でも本件許可申請者が太陽光発電システムの設置を行う計画となっております。両者の土地の間には官地がありますが、計画範囲内となっております。また、資金については自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

続きまして、第3項及び別冊航空写真12ページを御覧ください。

申請地は粟倉■■■■、畑、1,824平方メートル外1筆で、広島県広島市の株式会社■■■■が売買により権利取得し、太陽光発電施設用地として移転をしようとするものです。

申請人は、第3項申請者と同一の太陽光発電事業者となります。

申請地は、市立粟倉保育園の南西に位置する小集団の生産性の低い第2種農地に該当し、近隣に代替地を検討しましたがありませんでした。周囲は南を山林、西を宅地、北と東を農地に接しておりますが、富士宮市の小規模再生可能エネルギー発電設置ガイドラインに沿って施工し隣接地との間にはフェンスを設置して草刈り等も年3回程度行う計画であるため、周辺農地への影響は軽微と思われまます。また、万が一被害が発生した場合は自己責任において対応いたします。太陽光発電設備設置について他法令への抵触はなく近隣の所有者へ事前説明も行っており問題ないと判断いたしました。また資金については自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

説明は以上です。

議長

18号の途中ですが、17号は今回ないそうですのでよろしくお願ひします。

ただ今の上程議案のうち、2項及び3項について担当委員の調査報告をお願いします。

19番 杉山 弘子

2項の案件について3月14日午前9時30分から受人の株式会社■■■■のマネージャーの■■■■様と農業委員の後藤さんと私、事務局2名の計5名で現地調査させていただきました。申請地は20年前までは父親が耕作していましたが、亡くなってからは申請者はお勤めがあり継ぐことができないまま荒地になっていました。また申請者は高齢になってしまい管理が難しく親族にも営農できる方がいないということで移転したいということでした。なお申請目的は太陽光発電設備ですが、設備の周囲はフェンスで囲い草刈りについては毎年3回ほど行い周囲に影響が出ないように対応するとのことでした。事務局の説明どおり立地要件及び一般要件を満たしているため問題ないと考えまます。

審議のほどよろしくお願ひいたします。

10番 村松 義正

ただ今審議中の第3項の調査報告について報告します。

3月14日午前10時30分受人の、これ第2項と一緒に会社名は控えさしてもらって、担当の■■■■様と事務局1名、それで村松推進員、私とで現地で会い、話を聞きました。市のガイドラインに基づいて設置計画で周辺の住民には先ほど説明ありましたように説明が終わっております。設置後は定期的に除草、設備の点検等、あと雨水は自然浸透で排出する計画で問題ありません。外周はフェンスをはり、周囲の農地にも影響がなく申請書のとおり問題ありませんので御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決をします。

議第18号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第18号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第19号 転用目的・事業計画変更申請の承認について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

議案の15ページを御覧ください。

朗読します。

議第19号 転用目的・事業計画変更申請の承認について

農地法による転用の許可がなされたのち、計画変更の承認申請が次のとおりあったので審議を求めらる。

第1項及び別冊航空写真13ページを御覧ください。

第1項北山■■■■、田、638平方メートル外2筆、計1,775.92平方メートルにつきまして、計画地の地番及び面積の変更のため計画変更を行うものです。

申請地は北山第1区区民館の西に位置する小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。令和5年1月12日に許可を受けました太陽光発電施設を目的とした4条許可申請について、申請地の一部が申請後許可前に分筆登記が完了していたにもかかわらず申請者がそのまま申請内容の変更を行わずに許可を得たことが発覚したため、指導を行い本申請が提出されました。変更地番は従前が北山■■■■のうち面積が162.92平方メートルのところ、分筆後は北山■■■■、地積が162平方メートルとなります。許可を受けました転用目的及び実質的な転用区域に変更はございません。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決をします。

議第19号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第19号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第20号 非農地証明申請の審議について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の16ページを御覧ください。

朗読します。

議第20号 非農地証明申請の審議について

土地登記簿の地目が農地となっている土地であって、その現状が農地以外のものになっているものについて証明申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真14ページを御覧ください。

申請地は沼久保■■■■番地、畑、1, 398平方メートルで西小学校の南に位置する農地です。申請者の祖父が20年ほど前に亡くなってから耕作を行う者がいなくなり、一度ひのきを植林したものの近隣住民と問題になり、伐採をしてからは管理することができなくなり現在に至ったものです。10年以上前から原野山林化していることが確認でき、農地への復元も困難であると判断するため非農地として扱って差し支えないものと判断しました。

続きまして第2項につきましては先ほど報告しましたとおり所有者の事情により取下となりました。

説明は以上です。

議長

ただ今の上程議案について担当委員の調査報告をお願いします。

16番。

16番 後藤 文隆

ただ今審議中の第1項の調査結果について報告します。

3月14日9時30分、申請者代理人■■■■さんと事務局2名、杉山委員と私の5人にて申請地で会い話を聞きました。申請地は申請人の祖父が20年ぐらいまでは耕作していましたが、祖父が他界してから申請人は会社勤めもあり耕作困難で山林原野化してしまいました。また、申請人は高齢になってきたため、将来にわたって耕作管理が難しいとのことでした。

申請者は農地法を知らなかったため今回までに至ったとのことでした。

申請地の周辺は東側が赤道を挟んで、先ほどの5条の畑です。西側が山林、南側が農地と住宅で周辺の農地にも影響が少なく申請書のとおり問題ありませんので御審議のほどお願いします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第20号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第20号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第21号 下限面積の廃止について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 滝口主査

議案の17ページを御覧ください。

朗読します。

議第21号 下限面積（別段の面積）の廃止について

令和5年4月1日付けで一部改正された農地法、農地法施工例及び農地法施行規則が施行されることとなっております。この改正に伴い農地法第3条許可を取得する際の許可要件について農地法第3条第2項第5号に規定される権利取得後の面積要件が廃止されます。これについては農地法施行規則第17条第1項に基づき市町村において必要な別段の面積を権利取得の際の下限面積として定めることが可能とされており、本市農業委員会においても30アールを下限面積として別段の面積を設定しておりましたが、法改正に伴いこの別段面積の設定についても廃止されます。

また令和3年4月1日より農地法施行規則第17条第2項に基づき一定の要件を満たす場合、下限面積を1アールに設定し、別段の面積及び区域の指定をしておりましたがこちらも廃止となります。

なお農地法第3条許可に必要なその他の要件につきましては改正後も現在同様変更がありません。詳細につきましては総会終了後推進会議にて詳しく説明させていただきます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第21号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第21号は原案のとおり処理することに決定いたしました。

「議第22号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 滝口主査

議案の18ページを御覧ください。

議第22号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

令和5年2月24日付け富農第1476号で決定を求められた富士宮市農用地利用集積計画に

つき別紙のとおり決定するものとする。別紙農用地利用集積計画（案）について説明します。ページを1枚めくっていただきまして農用地利用集積計画（案）の2ページ目、農用地の流動化状況を御覧ください。利用権の設定を受ける者の数8人、利用権の設定する者の数9人、利用権を設定する農用地の面積は計2万2,985.71平方メートルです。所有権の移転はございません。

1枚めくって4ページの集積計画を御覧ください。貸借について第1項から第9項まで全て中間管理事業になります。第1項から順に説明いたします。第1項及び2項は同一受人の案件ですのでまとめて説明します。

別冊航空写真は15ページを御覧ください。

第1項及び2項申請時は上条で大石寺の北西に位置する農地です。下條の株式会社■■■■への使用貸借権設定です。どちらも期間は5年で新規になります。移転後経営面積は2万2,360平方メートルです。

続きまして第3項及び別冊航空写真は16ページを御覧ください。

申請地は上条で上条一町内コミュニティ広場の東に位置する農地です。富士市の■■■■さんへの使用貸借権設定です。期間は10年新規になります。移転後経営面積は3万1,313.71平方メートルです。

続きまして第4項及び別冊航空写真は17ページを御覧ください。

第4項申請地は北山で市立北山小学校の西に位置する農地です。小泉の■■■■さんへの使用貸借権設定です。期間は10年新規、移転後経営面積は3万8,893.68平方メートルです。

続きまして第5項及び別冊航空写真は18ページを御覧ください。

第5項申請地は大岩で市立富士根南中学校の北に位置する農地です。西小泉町の■■■■さんへの使用貸借権設定です。期間は10年再設定になります。移転後経営面積は3万593.62平方メートルです。

続きまして第6項及び別冊航空写真は19ページを御覧ください。

申請地は精進川で市立上野小学校の南西に位置する農地です。精進川の■■■■さんへの使用貸借権設定です。期間は10年新規、移転後経営面積は1万3,522平方メートルです。

続きまして第7項及び別冊航空写真は20ページを御覧ください。

申請地は黒田で特別養護老人ホーム高原荘の北に位置する農地です。黒田の■■■■さんへの貸借権設定です。期間は5年、再設定になります。移転後経営面積は7万3,954平方メートルです。

続きまして第8項及び別冊航空写真は21ページを御覧ください。

申請地は青木で妙善寺の北に位置する農地です。猫沢の農事組合法人■■■■への使用貸借権設定です。期間は10年新規、移転後経営面積は13万4,485.83平方メートルです。

続きまして第9項及び別冊航空写真は22ページを御覧ください。

申請地は原で白糸自然公園の北西に位置する農地です。原の株式会社■■■■への使用貸借権設定です。期間は10年、新規になります。移転後経営面積は9万1,837平方メートルです。

以上農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますので御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決をします。

議第22号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。議第22号は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき処理することに決定しました。

「議第23号 富士宮市農業委員会農地等の利用最適化の推進に関する指針の改正について」を議題といたします。

事務局から議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 望月次長兼振興係長

それでは事務局から議第23号富士宮市農業委員会農地等利用の最適化の推進に関する指針の改正についてということで、農業委員会等に関する法律第7条の規定によりまして、富士宮市農地等の利用の最適化の推進に関する指針を別紙のとおり定めるとということで、本日お配りしましたホッチキス止めで富士宮市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針を御覧になっていただきたいと思っております。

こちらのほうは令和5年4月1日から施行ということで、これにつきましては法改正に伴いまして指針を定めてありまして、基本的な考え方、時間の関係上、基本的な考え方のみ説明のほうさせていただきたいと思っております。

農業委員会等に関する法律の改正が平成28年4月に行われまして、そのときに農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の業務の中で最も重要な必須業務に明確に位置づけられました。この位置づけと併に今、農業委員会のほうに組織されておりますように農地利用最適化推進が同時に設置されたところであります。

富士宮市の現状につきましては平地と山間地が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農状況が異なっており、地域の実態に応じた取組を推進していくと併にそれに向けた様々な対策が求められているということでもあります。特に中山間地域では遊休農地の発生が懸念されていることからその発生防止、解消に努めていく一方、平地でも遊休農地化が点在しており、今後の農地利用が危惧されているところであるが担い手への農地利用の集積、集約化を進めると併に昨年5月に改正が行われました農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律によりまして、今後地域計画を定め、農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要があります。

以上のことから地域の特性に応じて農地利用の最適化の指針を定めるものでありまして、こちらにつきましては現状値と3年後の目標、その10年後の目標ということで国の指針に基づきましてそれぞれ遊休農地の解消目標、担い手への農地利用の集積目標、新規就農の促進目標ということでそれぞれ書かれておりまして、取組につきましてはこれまで行っている活動と併に今後、来年度、再来年度にかけまして農業委員会で目標地図の作成、市においては地域計画の作成ということを行うわけですが、これにつきましては農業委員さん、推進委員さんの御協力をいただきながら取り組んでいくこととなります。詳しくは今日この後推進会議のほうで若干説明をさせ

ていただきますけれども、農業経営基盤強化促進法等の一部改正というようなパンフレットもございましてまた御覧になっていただきたいと思います。

一応、事務局からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のございませんか。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決をします。

議第23号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第23号は、原案のとおり処理することに決定しました。

続きまして、報告事項として「農地改良届出の受理状況」を事務局から報告させます。

事務局 深川主任主査

農地改良届出書の受理状況(令和5年2月9日から令和5年3月15日)について説明します。

本日配布しました農地改良届出書についての受理状況、及び添付の航空写真を御覧ください。

では朗読します。

第1項、第2項は隣接地であり、取消しの理由も同じですので合わせて説明します。第1項根原■■■■番地のうち、畑、4,980.77平方メートル、第2項、根原■■■■のうち、畑、4,950.97平方メートルについて土砂の流出を防ぐため農地改良をしたいということで令和4年11月29日農地改良届出書が提出され受理しました。

工事を着工するのに当たり当初施工予定だった業者が突然別の業者に変更すると所有者に伝えてきたことで所有者が疑念を抱き、問い詰めたところ信頼がおけないということで今回の届出は取消しにしてほしいとの報告を受けたものです。改良は今後やるとなったら自らやるとのことで、その際には農地改良の届出書を提出するよう説明済であります。

続きまして、第3項淀平町■■■■番地、畑、472平方メートルの農地について令和5年1月20日、農地が道路よりも低く作業に不便であるため、農地改良届出書の提出があり、受理したものです。期間は5月31日までとなっておりますが、3月13日事業完了報告書が提出されました。現地を確認し、完了していることを確認しました。

報告は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。次回の農業委員会総会は、4月12日を予定しております。

私ごとですが今年1年若葉マークの議長に御協力ありがとうございました。来年度、一つまたよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和5年3月富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

午後2時20分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会
会 長

会議録署名人
7 番

会議録署名人
8 番